

都島区公告第 69 号
令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
柳川 良子	
岩崎 雅明	
妹尾 潤三	
田村 瑠佳	
梶 蓮	
谷口 海斗	
宮川 一騎	

(2枚のうち 2枚目)

[illegible]

都島区公告第 70 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
柳川 良子	
岩崎 雅明	
妹尾 潤三	
田村 瑠佳	
梶 蓮	
谷口 海斗	
宮川 一騎	

(2枚のうち 2枚目)

[illegible]

都島区公告第 72 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
西 静哉	
星野 涉	
濱島 淳平	
ZHANG ZHAO Q I	

都島区公告第 73 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
森 星音	
ZHANG ZHAO Q I	

都島区公告第 74 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
森 星音	
DASHBURMAA DELGERTSE	
ZHANG ZHAO QI	
BAO XINYU	

都島区公告第 75 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
森 星音	

都島区公告第 74 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
行森 晴人	

都島区公告第 77 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
森 星音	

都島区公告第 78 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英 幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
HE J I A Q I	

都島区公告第 79 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
宮田 豊	
石堂 慧悟	
石村 佳世	
伊藤 晴之	
西森 大輝	
LAKSANAKHA MMAK PARIS	

(2枚のうち 2枚目)

[illegible]

都島区公告第 80 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
柳川 良子	
石堂 慧悟	
宮川 一騎	
TANG HO KE UNG	
HUANG WEI TING	

都島区公告第 8 | 号

令和8年 10月30日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
村上 元広	

都島区公告第 82 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
山下 冷子	
WU CHENG Y EN	
菊池 五郎	
DASHBURMAA DELGERTSE	
LYU HYUNGK ON	

都島区公告第 83 号

令和 8 年 10 月 30 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、

区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
二宮 至昂	
JESSICA MA YER WIJAYA	
泉 大介'	
LYU HYUNGK ON	